

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善計画

=令和7年度=

看護職員

概要

1	看護職員数（令和7年4月1日現在）	現員常勤	471名	非常勤	134名
2	期間中の勤務状況	《対象期間》	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日		
	(1) 平均残業時間	月平均	14.1	時間/月	
	(2) 夜勤回数	月平均	3.1	回	
	(3) 有給休暇の取得	年平均	13.1	日/年	

評価体制

○看護師負担軽減に係る責任者	： 看護部長
○看護師の負担軽減を図るため、年2回以上「管理会議」にて目標設定・実績評価を行う。また、「働き方改革会議」を設置し、長時間労働の縮減及び休暇の取得促進に努める。	
管理会議の構成員	： 各診療科の長、看護部長、コメディカル各部門の長、事務局管理職
働き方改革会議の構成員	： 院長、副院長

項 目	11年度までの目標（第4期中期目標）	7年度の計画
■看護職員と他職種との業務分担		
病棟クラークの確保	病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）及び看護補助者の充実を図る。	引き続き病棟クラークの配置を進め、病棟窓口業務、物品管理等の業務について、看護師業務の負担軽減を図る。
■看護補助者の配置		
	病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）及び看護補助者の充実を図る。	委託職員と併せて直接雇用を配置し、看護補助者の充実を推進して看護師業務の負担軽減を図る。
■多様な勤務形態の導入		
	常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努める。	全病棟、2交代制の維持と、育児部分休業や短時間勤務者の活用を推進し、常勤職員の負担軽減に努める。
■妊娠、子育て中の看護職員に対する配慮		
院内保育所の設置	利用職員のための病児保育や夜間保育などを引き続き実施する。	夜間、病児保育体制を継続する。 保育所運営においても引き続き保護者の意見を積極的に取り入れた工夫、充実を図り、利用者の満足の向上に努める。
■夜勤負担の軽減		
	・看護師の必要な人員の確保に努める。 ・看護師の業務負担を軽減するため、補助者等の採用を行う。	看護師の確保を継続し看護体制の充実を図り、夜勤負担の軽減を目指す。 介護福祉士、看護補助業務者の確保に努める。
■その他		
医療勤務環境改善	医師等職員の業務負担軽減や労働時間短縮のための業務効率化、タスク・シフティング等を推進する。ワーク・ライフバランス休暇等の有給休暇取得を促進し、職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた心身の健康管理対策の充実に努める。	「働き方改革会議」を設置し、病院全体及び1人1人の時間外勤務時間数の管理を毎月行い、長時間労働の縮減に努める。全職員が、年次有給休暇5日以上の取得に努める。